

発議第1号

香芝市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正することについて

香芝市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を、次のとおり改正する。

令和2年6月29日提出

提出者

香芝市議会議員

筒井 寛

賛成者

香芝市議会議員

北	川	重	信
河	杉	博	之
中	川	廣	美
細	井	宏	純
小	西	高	吉
関		義	秀
森	井	常	夫
中	山	武	彦
下	村	佳	史
上	田井	良	二
中	谷	一	輝
鈴	木	篤	志
芦	高	清	友

香芝市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

香芝市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成20年条例第15号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（令和2年7月1日から同年9月30日までの間に支給する議員報酬に関する特例措置）

- 5 令和2年7月1日から同年9月30日までの間、議員報酬の額は、第2条第1項各号の規定にかかわらず、同項各号に規定する額から、その額に10分の10を乗じて得た額を減じた額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。